

## 区内で転居された方へ（ご案内）

転居された方が下記の制度に該当されましたら、それぞれの窓口で手続きを済まされますようお願いいたします。詳しくは、それぞれの窓口でおたずねください。外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書（旧外国人登録証明書）を必ずお持ちください。

＜区役所総務部・保健福祉部・市税事務所、北須磨支所市民課・保健福祉課＞

制 度	内 容	窓 口
印 鑑 登 録	すでに登録されている場合は、自動的に住所変更になりますので、今までの印鑑登録証がそのまま使えます。（手続きは不要です。）	市民課
通知カード	通知カードをお持ちください。新しい住所を裏面に記載します。	
個人番号カード 又は 住民基本台帳カード	カードの追記欄に新住所を記載し、ICチップの情報更新を行います（暗証番号の入力が必要です）。カードをご持参ください。 ※個人番号カードを申請中に異動された方は、異動前の情報でカードが作られる場合があります。窓口でご相談ください。	
電 子 証 明 書	署名用は住所の変更により自動的に失効になりますので、必要に応じて新たに申請してください。利用者証明用は失効しませんので、引き続き利用できます。 ※住基カードには新たに電子証明書を搭載できません。	
在留カード又は 特別永住者証明書	外国人住民の方は、在留カード又は特別永住者証明書（旧：外国人登録証明書を含む）を必ずお持ちください。新しい住所を裏面に記載します。	
国民健康保険	国民健康保険に加入されている方は、保険証の変更の手続きをしてください。「高齢受給者証」の交付を受けられている方は、その受給者証の手続きもしてください。	国保年金係
国 民 年 金	加入者 手続きは不要です。	
	受給者 ・国民年金や厚生年金を受給されている方の住所変更の届出は、住基ネットの活用により原則不要ですが、一部必要な方もおられます。届出が必要かご不明な方は日本年金機構年金事務所へお問い合わせください。（届出が必要な方は、「住所変更届」の用紙（はがきタイプ）をお渡ししますのでお申し出ください。）	
後期高齢者医療	転居に関しての介護医療係での手続きは不要です。新しい保険証は、新住所地に郵送します。	介護医療係 (後期高齢者医療)
高齢期移行者 医療費助成	受給者証の交付を受けられている方は、受給者証の変更の手続きをしてください。保険証、受給者証が必要です。	介護医療係 (福祉医療)
こども 医療費助成		
重度（高齢重度） 障害者医療費助成		
ひとり親家庭等 医療費助成		
老人福祉手帳 (すこやかカード)	手帳の交付を受けられている方は、住所変更書換欄にご自分で新住所を記入のうえ、お使いください。	

裏面へつづく

制 度	内 容	窓 口
介護保険	転居に関する介護医療係での手続きは不要です。新たに、要介護・要支援認定の申請をされる必要がある方は、ご相談ください。保険証は、65歳以上の方と要介護・要支援認定を受けている40歳以上65歳未満の医療保険に加入されている方に郵送します。	介護医療係 (介護保険) ※認定申請の必要がある方はあ んしんすこやか 係
敬老優待乗車証	すでに乗車証をお渡ししている場合は、そのままお使いください。満70歳以上の方に、市バス・市営地下鉄・市内民営バス等の優待乗車証を交付します。	健康福祉課 (保健福祉課)
障害者福祉	住所変更の手続きをしてください。手帳等の住所変更もいたします。 ・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳など。	あんしんすこやか係
福祉乗車証	すでに乗車証をお渡ししている場合は、そのままお使いください。	健康福祉課 こども家庭支援課 (保健福祉課)
・児童手当 ・児童扶養手当	住所変更の手続きをしてください。 ・児童手当 [中学校3年生まで (15歳到達年度の年度末まで)] ・児童扶養手当 [18歳到達年度の年度末まで (ただし、特別児童扶養手当受給児童は20歳まで)・所得制限あり]	こども家庭支援課 (保健福祉課) こども福祉係 こども保健係
乳幼児健康診査	満3歳までの乳幼児については、健診の案内を送付しますので、住所変更の届出をしてください。	
固定資産税 (土地・家屋)	手続きは不要です。	市税の窓口

手続きはお住まいの区役所・支所でしてください。お問い合わせは下記区役所・支所の担当窓口におたずねください。

東灘区☎ 841-4131 灘 区☎ 843-7001 中 央 区☎ 232-4411 兵庫区☎ 511-2111 北 区☎ 593-1111  
長田区☎ 579-2311 須磨区☎ 731-4341 北須磨支所☎ 793-1212 垂水区☎ 708-5151 西 区☎ 929-0001